第20回総会議事録

(令和4年2月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第20回総会議事録

- 1 日時及び場所
 - 令和4年2月25日(金) 午後2時00分開会 午後4時03分閉会 戸塚区役所 8階大会議室AB
- 2 出席及び欠席委員の氏名委員総数 25名 出席委員 14名(農業委員14名、農地利用最適化推進委員0名)別添出欠状況表のとおり
- 3 議案の題目 別添「議決事件及び審議結果」のとおり
- 4 動議及びその提出者の氏名なし
- 5 議事の要領 開会 午後2時00分
 - ※農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。
 - ※事務局より出席委員数報告
- ○議長 第20回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、新型コロナウィルス感染拡大予防対策の観点から、最適化推進委員は本日欠席となっております。農業委員の出席委員数は14名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第20回総会を開会いたします。議事録署名人は、矢島寛委員と鈴木宏委員にお願いします。
- ○議長 それでは議題に入らせていただきます。第1号議案『農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第1号議案第16号を朗読〉
- ○矢島委員 金井公園から西へ約280mの調整白地1筆です。譲受人が経営規模拡大 のため購入するもので、譲受人の肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- ○安西健一委員 新しく農地を買うときは、5 反以上持っていないといけないということですが、もともと農家の人だったならば、そこまで持っていなくても購入は可能なのでしょうか。
- ◆事務局 場所により下限面積はそれぞれで、ここは栄区になり、下限面積は合計 20 a いう規定があります。今回 2, 5 5 0 ㎡ですので、栄区の下限面積をクリアしていることになります。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第16号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第1号議案第16号については、許可と決定します。
- ○議長 次に、第2号議案『農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定に ついて』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第2号議案第11号を朗読〉 立地基準については、第3種農地に該当します。 申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにて資力がある ことを確認しています。令和4年1月27日に、雨水浸透阻害行為許可申請を受け付 け済みです。
- ○安西八幸委員 相鉄いずみ野線弥生台駅から西に約300mの調整白地1筆です。申請者が資材置場として整備し、賃貸するものです。申請地の東側及び西側は道路、南側は宅地及び畑、北側は畑です。周囲は、出入口を除きH鋼土留め及び万能鋼板等で囲います。場内は土及び砕石敷きとし、雨水は自然浸透とあわせ、新設する浸透槽により処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。第2号議案第11号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第2号議案第11号については、許可相当と決定します。
- ○議長 次に第3号議案『農地法第5条の規定の基づく許可申請に対する意思決定について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第3号議案第18号を朗読〉 立地基準については、第2種農地に該当します。 申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、自己資金にて資力があることを 確認しています。令和4年1月27日に建築許可申請を受け付け済みです。
- ○横山委員 いずみ野駅から北に約600mの農振白地1筆の一部です。譲受人が使用 貸借し住宅敷地を拡張して物置を建築するものです。申請地の北側及び西側は畑、東 側は自身の住宅、南側は道路です。北側及び西側はコンクリートブロックとフェンス を設置します。場内建物部分以外は砂利とし、雨水は浸透桝にて処理します。周囲の 農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第3号議案第18号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお 願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第3号議案第18号については、許可相当と決定します。
- ○議長 次に第3号議案第19号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第3号議案第19号を朗読〉 立地基準については、第3種農地に該当します。 申請者の資力信用については農地法の違反はなく、自己資金にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。
- ○野渡委員 議案の詳細については、遠藤推進委員から説明をお願いします。

- ○遠藤推進委員 上飯田中学校の北側と一部隣接する調整白地1筆です。譲受人が土地を購入し、資材置場を建設するものです。申請地の東側は雑地、西側は道路及び宅地、南側は学校用地、北側は道路です。申請地の出入口はアスファルト敷き、場内は砂利敷きにします。周囲は出入口を除いた部分にコンクリートブロック2段積みとフェンスを設置します。雨水はU字溝と雨水桝を設置し雨水本管接続及び自然浸透と併せて処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。第3号議案第19号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第3号議案第19号については、許可相当と決定します。
- ○議長 次に第3号議案第20号を審議します。第3号議案第20号は、第4号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』の第43号 議案と関連があるため、第4号議案を先に審議することとします。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第43号を朗読〉
- ○臼居委員 洋光台六丁目交差点から東南に約200mの調整白地1筆です。昭和44 年から資材置場として貸付けており、昭和45年から事務所及び駐車場となり現在に 至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第43号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第4号議案第43号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第3号議案第20号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第3号議案第20号を朗読〉 立地基準については、第2種農地に該当します。 申請者の資力信用については農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確 認しています。調整が必要な他法令はありません。
- ○臼居委員 港南台インターチェンジ入口から南西に約120mの調整白地2筆です。 譲受人が専用道路として使用貸借して、自己所有地に自己住宅を建築するものです。 申請地の東側、西側及び南側は畑、北側は宅地です。周囲はコンクリートブロック2 段積及び木柵で囲い、場内の建物部分以外は土のままとします。雨水は自然浸透及び 雨水管を設置して前面道路U字溝に接続、汚水は公共下水管に接続する桝に接続して 処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- ○安西健一委員 右側の細い道路は公道ですか。
- ◆事務局 公道です。下水管も入っています。その細長い所が通路として賃貸借する土地で、奥の四角い土地に住宅を建築するという計画です。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。第3号議案第20号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第3号議案第20号については、許可相当と決定します。
- ○議長 次に第3号議案第21号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第3号議案第21号を朗読〉 立地基準については、第2種農地に該当します。 申請者の資力信用については農地法の違反はなく、預金通帳の写しにて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。
- ○高橋功委員 県立瀬谷西高等学校から北東に約400mの調整白地2筆です。譲受人が申請地を購入し、資材置場として使用するものです。申請地の東側は事業用地、西側及び南側は畑、北側は道路です。東側境界は、既設の鋼板、西側及び南側の境界はコンクリートブロック4段及びフェンスを設置します。場内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透にて処理する計画です。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。第3号議案第21号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第3号議案第21号については、許可相当と決定します。
- ○議長 次に第3号議案第22号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第3号議案第22号を朗読〉 立地基準については、第2種農地に該当します。 申請者の資力信用については農地法の違反はなく、自己資金にて資力があることを確 認しています。調整が必要な他法令はありません。
- ○安西健一委員 中和田南小学校から東に約150mの農振白地1筆です。譲受人が土地を購入し資材置場に転用するものです。申請地の北側及び東側は畑、西側は住宅、南側は道路です。道路面以外コンクリートブロックを設置します。場内はジャリ敷きとし、雨水は自然浸透にて処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。第3号議案第22号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第3号議案第22号については、許可相当と決定します。
- ○議長 次に第4号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地 証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第39号を朗読〉
- ○髙橋孝至委員 新戸塚病院から北へ約200mの調整白地1筆です。昭和40年に別棟を新築して以来、住宅敷地の一部となっており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。第4号議案第39号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第4号議案第39号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第4号議案第40号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第40号を朗読〉
- ○北村委員 議案の詳細については、矢島委員から説明をお願いします。
- ○矢島委員 県立横浜栄高等学校から西へ約350mの調整白地3筆です。昭和63年 11月から道路法面工事により耕作を中止し、平成2年以降は山林化し現在に至りま す。また平成23年頃から一部を資材置場として賃貸しており、現在に至ります。農 地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○安西健一委員 資材置場と山林はどれくらいの割合を占めているのでしょうか。
- ◆事務局 3筆のうち、401につきましては山林と崖地になっています。資材置場は 402-1になりますので、479㎡ぐらいが資材置場となります。
- ○安西健一委員 そのまま放っておけば税金が安いのに、全部非農地にすると山林など の使い道のないところにも税金がかかってきますが、非農地証明をなぜとるのか。
- ◆事務局 山林だと雑種地ではなく、現況課税で山林課税になります。
- ○安西健一委員 2筆は雑種地にして401は山林にするということですか。
- ◆事務局 現況課税で調整がつけばそうなります。
- ○安西健一委員 わかりました。
- ◆事務局 今後の上郷開発全体の中での農地転用にかかってくるので、非農地状態のものを先に整理するということから、まずはこれを現況に合わせて非農地にしています。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第40号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

- ○議長 総員挙手と認め、第4号議案第40号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第4号議案第41号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第41号を朗読〉
- ○安西八幸委員 名瀬町第二公園から北東へ約350mの調整白地です。昭和36年以来戸塚カントリークラブのゴルフ場の敷地となっており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○安西健一委員 経緯だけ教えていただけますか。
- ◆事務局 調整区域になる前からゴルフ場が完成したのですが、ここだけ農地のまま賃貸していたところ、相続が発生し、被相続人が賃貸よりも手放したい、ゴルフ場の経営会社も賃貸より自ら管理したいという意向から、今回売却することになりました。地目が田のままになっているので、地目の変更をして売却というかたちを予定しております。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第41号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第41号については、承認と決定します。

- ○議長 次に第4号議案第42号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第42号を朗読〉
- ○青木委員 原中学校から南に約240mの調整白地1筆です。昭和44年ごろから住宅の敷地となり、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第42号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

- ○議長 総員挙手と認め、第4号議案第42号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第4号議案第44号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第44号を朗読〉
- ○北村委員 藤沢バイパス出口から南東に約300mの市街化白地。昭和36年ごろから道路として使用されており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。第4号議案第44号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第4号議案第44号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第5号議案『相続税・贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第5号議案第86号を朗読〉
- ○北村委員 深谷小学校から北東に約150mの農振白地7筆です。ホウレンソウの水 耕栽培、及び露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いしま す。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第86号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第86号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第5号議案第87号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第5号議案第87号を朗読〉
- ○髙橋功委員 県立瀬谷養護学校から南に約340m~470mの調整白地3筆2団地及び県立瀬谷西高校から北西に約230mの調整白地1筆計3団地です。小松菜等の露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第87号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案第87号については、承認と決定します。

- ○議長 次に第5号議案第88号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第5号議案第88号を朗読〉
- 〇安西八幸委員 上矢部小学校から西に約850mの生産緑地14筆1団地です。果樹及び露地野菜等を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。第5号議案第88号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第88号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第5号議案第89号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第5号議案第89号を朗読〉
- ○北村委員 明治学院戸塚グラウンドから北西に約300mの農振白地6筆です。玉ねぎと牧草を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第89号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

(総員挙手)

- ○議長 総員挙手と認め、第5号議案第89号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第6号議案『農地造成工事の承認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第6号議案第13号を朗読〉
- ○髙橋功委員 上瀬谷小学校から南東に約100mの農用地2筆です。排水改善のため 最大2mの土の入換えをします。工期は令和4年2月26日から令和4年8月31日 の予定です。ご審議をお願いします。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。 第6号議案第13号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願い します。

- ○議長 総員挙手と認め、第6号議案第13号については、承認と決定します。
- ○議長 次に第7号議案の前に第8号議案及び第9号議案を先に審議します。第8号議 案『農地利用集積計画の決定について』を審議します。事務局から説明をお願いしま す。
- ◆事務局 議案の詳細については、南部農政事務所農政推進担当から説明します。
- ◆南部農政事務所〈第8号議案を朗読〉 農業経営基盤強化促進法利用権の設定等の促進に基づき、市が農地貸借の計画を定めます。計画策定には、農業委員会の決定と横浜市報で公告することが必要であることから、今回ご審議をお願いするものです。
- 港南区、磯子区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で148筆、計123,675.1㎡で、 令和4年4月1日始期の利用権設定をします。そのうち、農地中間管理機構の神奈川 県農業公社が借りるものが、戸塚区で畑8筆、計5,624㎡、泉区で畑5筆、計2,

139㎡となります。ご審議をお願いします。

- ○奥村委員 解除条件付きの解除条件はどういったものでしょうか。
- ◆事務局 主には借り手の方が適正に管理しているかどうかが条件になっておりまして、 適正に管理されていないと、こちらから一方的に解除というのも可能という解釈にな ります。
- ○議長 次に第9号議案『農地中間管理事業の農地利用配分計画の意見照会について』 を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局 議案の詳細については、南部農政事務所農政推進担当から説明します。
- ◆南部農政事務所〈第9号議案を朗読〉 農地中間管理機構の事業実施に伴い、神奈川県 農業公社が作成した農用地利用配分計画(案)への意見照会を横浜市長からされたも のです。戸塚区で畑8筆、計5,624㎡、泉区で畑6筆、計3,632㎡を令和4年 6月1日からの条件で賃貸借します。計画案どおり農地の貸し付けを行って支障ない か、ご審議をお願いします。
- ○議長ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第8号議案及び第9号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手を お願いします。

- ○議長 総員挙手と認め、第8号議案及び第9号議案については、承認と決定します。
- ○議長 次に第7号議案『特例農地の貸付の承認について』を審議します。事務局から 説明をお願いします。
- ◆事務局〈第7号議案第9号を朗読〉
- ◆事務局<農政推進担当から説明>
- ○髙橋孝至委員 県立舞岡高等学校から西へ約100m、及び西へ約500mの農用地 2筆です。1区画65㎡から80㎡を合計6区画作るものです。管理は開設者本人が 行います。
- ○安西健一委員 無償貸し付けとのことですが、調整区域だから税金がかかっていない ので無償貸し付けができるということでしょうか。
- ◆事務局 税金については開設者に伺っていませんが、団体の方が借りて耕作していて、 結構畑の部分にのり部分が含まれていて、その部分の管理も耕作者にお願いせざるを 得ない状況になっている。そこでお金をいただくのは忍びないという意向から、開設 者が無償で構わないと話を受けています。もし今後、現状耕作している団体の方が辞 めたり新たに入ったりしたら、賃料の変更もあるかもしれないというのはあります。
- ○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。第7号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。(総員挙手)
- ○議長 総員挙手と認め、第7号議案については、承認と決定します。
- ○議長 次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局 報告事項第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理

について

- ◆事務局 報告事項第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理 について
- ◆事務局 報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- ◆事務局 報告事項第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について
- ◆事務局 報告事項第5号 農業経営改善計画の認定について
- ○議長 報告事項について、ご意見等がありましたらお願いします。
- ○議長 ご意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願い します。
- ◆事務局 『税制改正要望の取りまとめについて』
- ◆事務局 『県農委林業施策並びに予算に関する要望・県農地等利用最適化の推進に関 する意見の取りまとめについて』

その他情報提供・事務連絡を行う。

- ○議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、ご意見・ご質問はありますでしょうか。
- ○議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして第20回総会を閉会といたします。

閉会 午後4時03分

- 6 会議に出席した関係者の氏名 別添出欠状況表のとおり
- 7 その他議長において必要と認める事項なし

議決事件及び審議結果

	議案事件		審議結果	摘要
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請	16号	許可	
	に対する処分について			
第2号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請	11号	許可相当	
	に対する意見決定について			
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請	18号	許可相当	
	に対する意見決定について	19号	許可相当	
		20号	許可相当	
		21号	許可相当	
		22号	許可相当	
第4号議案	農地法の適用を受けない土地に係る運用	39号	承認	
	指針に基づく非農地証明について	40号	承認	
		41号	承認	
		42号	承認	
		43号	承認	
		44号	承認	
第5号議案	相続税の納税猶予に関する引き続き農業	86号	承認	
	経営を行っている旨の証明について	87号	承認	
		88号	承認	
		89号	承認	
第6号議案	農地造成工事の承認について	13号	承認	
第7号議案	特例農地貸付けの承認について	9号	承認	
第8号議案	農用地利用集積計画の決定について		承認	
第9号議案	農地中間管理事業の農用地利用配分計画		承認	
	の意見照会について			

令和4年2月25日開催 第20回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏	名	役 職 名	出欠状況	備考
1	北 村	豁	会長	出席	議長
2	髙橋	功	会長職務代理者	出席	
3	矢 島	寛	連合会理事	出席	議事録署名人
4	鈴木	宏		出席	議事録署名人
5	臼 井	喜代志		出席	
6	森	雅則		出席	
7	安 西	八幸		出席	
8	高 橋	孝 至		出席	
9	横山	重 雄		出席	
10	福本	清		出席	
11	野渡	リツ子	連合会理事	出席	
12	奥 村	玄		出席	
13	青 木	司 光	連合会理事	出席	
14	安 西	健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏	名	役 職 名	出欠状況	備考
1	内 田	克 己		欠席	
2	金 子	秀喜		欠席	
3	小 宮	藤正		欠席	
4	安 西	勤		欠席	
5	相澤	藤雄		欠席	
6	田中	豊		欠席	
7	間邊	巖	連合会理事	欠席	
8	根本	和 正		欠席	
9	門倉	和美	連合会理事	欠席	
10	遠藤	誠次		欠席	
11	髙 田	芳 明		欠席	

会議に出席した関係者の氏名

南西部農業委員会事務局 綿貫所長、本橋係長、小林事務職員、福士技術職員、山内技術職員、

鈴木事務職員、山本(玲)事務職員、山本(優)事務職員

南部農政事務所野末事務職員